

「協同労働の協同組合法（仮称）」の早期制定を求める意見書

近年の労働環境の大きな変化は「ワーキングプア」「ネットカフェ難民」「偽装請負」など新たな社会問題を生じさせ、さらには最近の景気悪化による雇用情勢の変化はより一層問題を深刻化させている。

こうした状況下において、働く者自らが出資して組織を協同で経営する「協同労働の協同組合」が注目されている。

しかしながら、この協同組合は法的根拠がないため、社会的にも認知度が低く、団体としての入札参加及び契約ができない。また、社会保障の負担が働く個人にかかるなどの状況から法制化が望まれている。

よって、政府においては社会の実情を踏まえ、就労機会の創出及び地域の活性化の観点から「協同労働の協同組合法（仮称）」を速やかに制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2009年（平成21年）3月31日

高 砂 市 議 会